

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年6月17日（水）午後1時30分から午後3時25までの間

第2 出席者 松尾委員長（司会）・刈谷委員、前田委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・人身安全対処参事官

第3 議事の概要

1 委員説示

委員から、「昨日署長会議が開催されたが、不適切事案の話もあり、会場の雰囲気も非常に暗かったと思う。しかしながら、先日、県下柔剣道大会を拝見したが、皆様忙しい中、大会に出場するために時間を工面して練習を行い、本番では一生懸命勝利を求めている姿を見て悪いことばかりではないと思った。高知県警察の未来は暗くないと思っている。期待している。本日は5月末に、少年が抱える問題を除去する活動などを行う少年補導職員と懇親会をさせていただいたのでその話をする。少年補導職員は、過酷な勤務環境に置かれているなか、その状況を笑いに変えていく力があり、非常にタフだと感じた。話の中で何回も「裏切られる」という言葉が出てきた。少年の健全育成に向け様々な活動を一生懸命行っているが、期待に沿った反応を示してくれず、裏切られるとのことである。少年補導職員によると、これが当たり前で裏切られ続けるから笑うしかないようである。保護者から攻撃的な扱いを受けることもあるらしく、辛い思いをしているとのことであった。このような勤務環境で仕事のやりがいを感じたところ、奇跡の瞬間があるとのことであった。様々な活動をしていても全く心を開かず、一生懸命手を差し出しても握り返すことがなかった少年が、あるとき一瞬奇跡的に心を開いてくれる瞬間がある、そのためのために仕事をしているとのことであった。少年補導職員の頑張りにより、悪い方向にも良い方向にも転ぶ可能性のある少年を良い方向に導いていただき、非常に大事な仕事だということが理解できた。このような話を聞いて、少年補導職員のメンタルヘルスを非常に心配に思った。少年補導職員としては、自分たちが手を離してしまうと、悪い方向へ走ってしまうという思

いがあり、どうしても手を離すことができないようである。少年補導職員は共感力が高い方ばかりで、様々な問題を抱えている少年ばかりを相手に仕事をしていると疲弊するのではないかと思った。ビジネスライクではないが、どこかで線引きしないと大切な仲間がだめになってしまうのではないかと感じた。少年補導職員の現状を認識していただき、検討いただけたらと思う。」旨の説示があった。

2 報告事項

(1) 自転車の交通反則通告制度導入後の活動状況について（資料1）

交通部から、自転車の交通反則通告制度導入後の活動状況について説明があった。

委員から、「4月から始まる自転車の交通反則制度導入について、随分前からテレビ等で広報しており、4月、5月の指導警告件数も前年に比べると減少しているということで、広報効果があったのではないかと思う。現場の声として、取締りをされた側の態度はどうか、また、その人たちは再犯しないのか。」旨の質問があり、警察本部から、「特に学生は素直に指導を聞き入れてくれていると聞いている。再犯については、今後青切符で処理したものについては、検証を行う。」旨の回答があった。同委員から、「前年からの指導警告の減少率について、高校生の減少率が低いとのことであるが、高校生へのアプローチはされているのだろうか。」旨の質問があり、警察本部から、「県内全ての中学生、高校生を対象にトラフィックセーフティニュースという資料を2か月に1回配付している。警察としては、朝夕の短時間でもいいので、ワンポイントアドバイスのような資料の活用を望んでいるが、学校によって活用の仕方はまちまちと聞いている。」旨の説明があった。同委員から、「先生方が主となって学生に話しをするのではなくて、学生が主となって活動できたら、交通安全の機運も高まると思う。自転車の交通反則通告制度の導入は、開始して2か月しか経っていないので、色々な情報を集めて指導取締りに活用していただきたい。」旨の発言があった。

別の委員から、「車道を走る自転車が増えており、車道が原則ということが認識され始めたと感じている。傘差し運転も見なくなった。イヤホンをしたままの走行、並進についてはまだ見かけるので、この違反者たちの身の安全のためにも引き続き指導取締りを願います。自転車通行可の歩道にラインを引いてわかりやすくしているところもある。自転車通行可の標識がわかりづらいところもあり、子どもでも

外国人でもわかりやすい表示ができると良いと思った。先日、通勤途中に、警察官が2人の自転車乗りの学生を止めて説明していたところに通りかかった。おそらく何らかの違反をしていたものと思うが、警察官は非常に丁寧に説明されており、学生は反抗することなく素直に警察官の説明を聞いていた。警察官に丁寧に説明をされたら次に違反をすることはなくなると思う。指導、警告に止めるということは大事なことである。息の長い活動になると思うが引き続きお願いする。」旨の発言があった。

別の委員から、「自転車の交通反則通告制度が始まる4月以前から随分と広報して意識も高まってきていると思うが、まだまだ自転車の交通ルールを理解していない方もいると思う。また、標識もわかりづらいと感じている方もいると思う。警察官が自転車で移動されることがあるのであれば、実際警察官の目で標識の視認性を確認し、改善に繋げるということも重要だと思う。」旨の発言があった。

(2) 監察案件について

警務部から、現職警察官による飲酒運転及び不適切事案に係る懲戒処分について説明があった。

委員から、「懲戒免職になる理由として、2回酒気帯び運転をしたとあるが、警察庁や人事院の指針があったとしても、1回の酒気帯び運転で懲戒免職とすべきである。一般の企業や県でも1回の酒気帯び運転で懲戒解雇になっている。」旨の発言があり、警察本部から、「懲戒処分は法律に基づくものであり、事案の内容に応じて個別に判断している。今回は飲酒運転の事実に加え、ほかにも不適切事案がないかということを厳正に調査をした上で、この人物が警察官としていかに不適切かということをしっかり証明し、免職という処分を決定したもの。」旨の説明があった。同委員から、「我々聴聞などをやりながら、たくさんの人の運転免許証の取消処分をしているなかで、民間の人は大半が免職になっていると思う。それを取り締まっている警察官が、1回の飲酒運転では免職処分ならないということは県民感情として納得がいくのかという思いがある。」旨の発言があり、警察本部から、「警察官としてあるまじき行為であり、県警としては必要な調査と証拠を積み重ね、厳正な処分を行ったもの。」旨の説明があった。同委員から、「誰でも失敗はあるが、失敗したときに話し合うことができる組織づくりが重要だと思う。話し合う組織でなければ失敗を隠してしまい、大きな問題となってしまう。また、幸福度調査をする

なかで、不幸という人の理由で割合が高いのは、自分の居場所と役割がないということであった。お金とかそのような問題ではない。自分が他人から非常に頼りにされていると思わせるような組織づくりをしなければならない。」旨の発言があった。

別の委員から、「飲酒運転での懲戒免職は当然のことと思う。今回、職員についてほかに問題がないかということで徹底的に調査をいただいたが、それは良いことで、何かおかしいことをしていると組織から見られているという感覚を知らしめることが必要だと思うのでよろしくお願いします。昨年からの懲戒処分が続いており、大変深刻な問題と感じている。信頼を回復するためにはまずは不祥事をなくさなければならず、公安委員を含めて徹底的に対応しなければならないと思っている。もう一段厳しい対応が必要かと思うので、よろしくお願いします。」旨の発言があった。

第4 個別決裁

1 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の意見公募の実施について

交通部から、高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の意見公募の実施について説明があり、了承した。

2 訴訟事務の補助執行に関する協議について

警務部から、訴訟事務の補助執行に関する協議について説明があり、了承した。

3 風俗環境浄化協会等に関する規則第5条第2項に基づく報告について

生活安全部から、風俗環境浄化協会等に関する規則第5条第2項に基づく報告について説明があり、了承した。

第5 個別報告

1 監察案件について

警務部から、監察案件について説明があり、了承した。